

第14回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2019年3月26日(火曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

場所

愛媛県松山市美沢一丁目9番1号
株式会社ダイキアクシス
松山本社8階
レクリエーションルーム

末尾の会場ご案内図をご参照ください。

決議事項

第1号議案	剰余金の処分の件	...	3
第2号議案	定款一部変更の件	...	4
第3号議案	取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件	...	11
第4号議案	監査等委員である取締役3名選任の件	...	21
第5号議案	退任取締役に対し特別功労金贈呈の件	...	26
第6号議案	取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件	...	27
第7号議案	監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件	...	27
第8号議案	取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する株式報酬制度に係る報酬額決定の件	...	28

郵送による議決権行使書用紙返送期限

2019年3月25日(月)午後5時30分到着



証券コード4245
2019年3月8日

株 主 各 位

愛媛県松山市美沢一丁目9番1号
株式会社ダイキアクシス
代表取締役社長 大 亀 裕

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年3月25日(月曜日)午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

日 時 | 2019年3月26日(火曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時)

場 所 | 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号
株式会社ダイキアク시스 松山本社8階レクリエーションルーム
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

- 目的事項
- 報告事項
 1. 第14期(2018年1月1日から2018年12月31日まで)事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第14期(2018年1月1日から2018年12月31日まで)計算書類報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第5号議案 退任取締役に対し特別功労金贈呈の件
 - 第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件
 - 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
 - 第8号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する株式報酬制度に係る報酬額決定の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.daiki-axis.com/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には掲載していません。
 - ① 連結計算書類の「連結注記表」
 - ② 計算書類の「個別注記表」なお、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の添付書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している上記事項とで構成されております。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合はインターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.daiki-axis.com/>)に掲載いたしますので、あらかじめご了承ください。
- 本招集ご通知より、日付の表示方法を和暦表示から西暦表示に変更しております。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業環境及び事業の継続的成長のための内部留保等を総合的に勘案し、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

配当財産の種類

金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき	12円
-------------	-----

配当総額	148,903,224円
------	--------------

剰余金の配当が効力を生じる日

2019年3月27日

第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 取締役会における議決権を有する監査等委員を取締役会の構成員とし、取締役会の監査・監督機能のより一層の強化とコーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現するため、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定、重要な業務執行に関する決定の取締役への権限委任に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 監査等委員会設置会社への移行と併せて執行役員制度を導入することとし、取締役会にて執行役員を選任し得る旨を明確にするために執行役員に関する規定を新設するものであります。
- (3) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう規定の新設等を行うものであります。
- (4) 取締役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨、並びに取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条に定める責任限定契約の締結を可能とするべく所要の変更を行うものであります。
- (5) 上記変更に伴い、条数の変更及び定款全体の整備等所要の変更を行うものであります。

なお、変更案第29条(取締役の責任免除)につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案は本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
① 取締役会	① 取締役会
② 監査役	② 監査等委員会
③ 監査役会	(削除)
④ 会計監査人	③ 会計監査人
(公告方法)	(公告方法)
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 (条文省略)	第6条 (現行どおり)
(自己株式の取得)	(削除)
第7条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。	
(単元株式数)	(単元株式数)
第8条 (条文省略)	第7条 (現行どおり)
(単元未満株主の権利制限)	(単元未満株主の権利制限)
第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利	① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利	② 取得請求権付株式の取得を請求する権利
(3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利	③ 募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
第10条～第12条 (条文省略)	第9条～第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(招集)	(招集)
第13条 (条文省略)	第12条 (現行どおり)

現行定款	変更案
(招集権者および議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。 <u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u> 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。 <u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u>	(招集権者および議長) 第13条 株主総会は、 <u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、その議長となる。
第15条～第18条 (条文省略)	第14条～第17条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第19条 当会社の取締役は、 <u>15名以内とする。</u> (新設)	第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第18条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、 <u>10名以内とする。</u> 2 当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、 <u>5名以内とする。</u>
(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	(取締役の選任) 第19条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、 <u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (新設)	(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (削除) 2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、 <u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 3 補欠として選任された監査等委員の任期は、 <u>退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u> 4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、 <u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u>
(新設)	

現行定款	変更案
(代表取締役および役付取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	(代表取締役および役付取締役) 第21条 当社は、取締役会の決議によって、 <u>取締役(監査等委員を除く。)</u> の中から代表取締役を選定する。 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名を選定することができる。
(取締役会の招集権者および議長) 第23条 (条文省略)	(取締役会の招集権者および議長) 第22条 (現行どおり)
(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に <u>対し</u> 発する。ただし、 <u>緊急の場合には</u> 、この期間を短縮することができる。 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
(取締役会の決議の方法) 第25条 (条文省略)	(取締役会の決議の方法) 第24条 (現行どおり)
(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 <u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u>	(取締役会の決議の省略) 第25条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
(新設)	(業務執行の決定の取締役への委任) 第26条 当社は、 <u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u> の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。	(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。
(取締役会規程) 第28条 (条文省略)	(取締役会規程) 第28条 (現行どおり)

現行定款	変更案
(社外取締役の責任免除) 第29条 (新設) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 (取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	(取締役の責任免除) 第29条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。 (取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、定める。</u>
第5章 監査役および監査役会 (監査役の数) 第31条 当会社の監査役は、5名以内とする。 (監査役の選任) 第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (監査役の任期) 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 3 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 4 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。 (常勤監査役) 第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	第5章 監査等委員会 (削除) (削除) (削除) (削除)

現行定款	変更案
(監査役会の招集通知) 第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	(監査等委員会の招集通知) 第31条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
(監査役会の決議方法等) 第36条 監査役会の決議は、法令に別段定める場合を除き、 <u>監査役の過半数をもって行う。</u>	(監査等委員会の決議の方法) 第32条 監査等委員会の決議は、 <u>監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>
(監査役会の議事録) 第37条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。	(監査等委員会の議事録) 第33条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した <u>監査等委員</u> がこれに記名押印または電子署名する。
(監査役会規程) 第38条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、 <u>監査役会において定める監査役会規程</u> による。	(監査等委員会規程) 第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、 <u>監査等委員会において定める監査等委員会規程</u> による。
(社外監査役の責任免除) 第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	(削除)
(監査役の報酬等) 第40条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削除)
(新設)	第6章 執行役員
(新設)	(執行役員) 第35条 当社は取締役会の決議によって執行役員を定め、業務を分担して執行させることができる。 2 執行役員に関する事項は、取締役会において定める執行役員規程による。
第6章 会計監査人 第41条～第42条 (条文省略)	第7章 会計監査人 第36条～第37条 (現行どおり)
(会計監査人の報酬等) 第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役会</u> の同意を得て定める。	(会計監査人の報酬等) 第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。
第7章 計算 (事業年度) 第44条 (条文省略)	第8章 計算 (事業年度) 第39条 (現行どおり)

現行定款	変更案
(新設)	(剰余金の配当等の決定機関) 第40条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
(新設)	(剰余金の配当の基準日) 第41条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
(期末配当金) 第45条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。	(削除)
(中間配当金) 第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。	(削除)
(期末配当金等の除斥期間) 第47条（条文省略）	(期末配当金等の除斥期間) 第42条（現行どおり）
(新設)	附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 第14回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条の定めるところによる。

第3号議案

取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名 選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員(12名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号		氏名		現在の地位・担当	取締役会 出席回数
1	再任	大亀 裕	(おおがめ ひろし)	代表取締役社長 グローバル事業本部長	100% (19回/19回)
2	再任	堀淵 昭洋	(ほりぶち あきひろ)	専務取締役 経営管理本部長	100% (19回/19回)
3	再任	馬場 一弘	(ばば かずひろ)	常務取締役 住宅機器事業本部長	100% (19回/19回)
4	再任	中山 繁樹	(なかやま しげき)	常務取締役 環境機器事業本部長	100% (19回/19回)
5	再任	高岡 慎也	(たかおか しんや)	取締役 技術事業部長	100% (19回/19回)
6	新任	大亀 裕貴	(おおがめ ひろき)	グローバル事業本部 事業本部長付マネジャー	－% (－回/－回)
7	再任	社外 独立 出縄 良人	(でなわ よしと)	社外取締役	100% (19回/19回)
8	再任	社外 独立 御手洗 徹	(みたらい とおる)	社外取締役	100% (19回/19回)

■略歴、地位、担当

2005年 7月 当社設立 代表取締役社長

2012年 4月 株式会社シルフィード 代表取締役社長

2013年10月 PT.BESTINDO AQUATEK SEJAHTERA(現：PT.DAIKI AXIS INDONESIA)
代表取締役社長

2015年 5月 DCMダイキ株式会社 取締役(現任)

2016年 5月 DCMホールディングス株式会社 取締役(現任)

2017年 3月 当社 代表取締役社長 グローバル事業本部長(現任)

■重要な兼職の状況

—

■取締役会出席状況

100% (19回/19回)

■所有する当社株式数

116,800株

■取締役候補者とする理由

代表取締役社長としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。また、当社の設立から取締役として当社の企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

■略歴、地位、担当

2005年 7月 当社設立 取締役
2005年10月 当社 取締役 管理グループマネージャー
2007年 1月 当社 取締役 経営管理本部長
2011年 3月 当社 常務取締役 経営管理本部長
2015年 3月 当社 専務取締役 経営管理本部長(現任)
2017年 3月 株式会社シルフィード 代表取締役社長(現任)

■重要な兼職の状況

株式会社シルフィード 代表取締役社長

■取締役会出席状況

100% (19回/19回)

■所有する当社株式数

37,200株

■取締役候補者とする理由

経理部門の責任者としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。また、当社の設立から取締役として当社の企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

■略歴、地位、担当

2005年10月 当社入社 執行役員 住宅機器営業グループ高松支店長
兼 環境機器営業グループ高松支店長

2007年 1月 当社 執行役員 大阪支社長 兼 高松支店長

2007年 3月 当社 取締役 大阪支社長 兼 高松支店長

2008年 1月 当社 取締役 大阪支社長

2015年 3月 当社 常務取締役 大阪支社長

2015年 4月 当社 常務取締役 西日本営業本部長

2017年 3月 当社 常務取締役 住宅機器事業本部長(現任)

■重要な兼職の状況

—

■取締役会出席状況

100% (19回/19回)

■所有する当社株式数

11,600株

■取締役候補者とする理由

住宅機器事業本部の責任者としての任務を通じ、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。また、2007年3月より取締役として当社の企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

4

な か や ま
中山

し げ き
繁樹

(1961年9月14日生)

再任

■略歴、地位、担当

2005年10月 当社入社
2006年 7月 当社 福岡支店長
2010年 1月 当社 東京支社長
2010年 3月 当社 取締役 東京支社長
2015年 3月 当社 常務取締役 東京支社長
2015年 4月 当社 常務取締役 東日本営業本部長
2017年 3月 当社 常務取締役 環境機器事業本部長(現任)

■重要な兼職の状況

—

■取締役会出席状況

100% (19回/19回)

■所有する当社株式数

2,000株

■取締役候補者とする理由

環境機器事業本部の責任者としての任務を通じ、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。また、2010年3月より取締役として当社の企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

5

た か お か
高岡

し ん や
慎也

(1964年12月14日生)

再任

■略歴、地位、担当

2005年10月 当社入社

2010年 3月 大器環保工程(大連)有限公司 董事長

2011年 4月 当社 東京支社 東京施設管理部長

2013年 3月 当社 取締役 東京支社 東京施設管理部長

2015年 4月 当社 取締役 関西営業本部長

2017年 3月 当社 取締役 技術事業部長(現任)

■重要な兼職の状況

—

■取締役会出席状況

100% (19回/19回)

■所有する当社株式数

7,200株

■取締役候補者とする理由

技術事業部の責任者としての任務を通じ、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。また、2013年3月より取締役として当社の企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号

6

おおがめ
大亀

ひろき
裕貴

(1992年5月21日生)

新任

■略歴、地位、担当

2016年 4月 株式会社日立製作所入社

2018年 4月 当社入社 グローバル事業本部 事業本部長付マネージャー(現任)

2018年 4月 DAIKI AXIS SINGAPORE PTE.LTD. 取締役(現任)

2018年11月 CRYSTAL CLEAR CONTRACTOR PTE.LTD. 取締役(現任)

■重要な兼職の状況

—

■取締役会出席状況

—% (—回/—回)

■所有する当社株式数

8,000株

■取締役候補者とする理由

入社時より当社のグローバル事業本部に在籍し、海外展開及びクロスボーダーのM&A業務を中心に業務を遂行しており、その手腕及び学生時代よりの海外経験により培われたグローバル感覚や語学力は卓越したものがああり、今後の当社の事業展開に必要であると判断し、取締役候補者としております。

■略歴、地位、担当

1983年 6月 監査法人太田哲三事務所(現：EY新日本有限責任監査法人)入社

1987年 3月 公認会計士登録

1993年 2月 株式会社ディー・ブレイン設立 代表取締役

1993年 7月 出縄公認会計士事務所設立 所長(現任)

1997年 7月 ディー・ブレイン証券株式会社設立 取締役

1999年 3月 ディー・ブレイン証券株式会社 代表取締役

2010年11月 株式会社出縄&カンパニー設立 代表取締役(現任)

2014年 3月 当社 社外取締役(現任)

2015年 5月 DANベンチャーキャピタル株式会社設立 代表取締役(現任)

■重要な兼職の状況

—

■取締役会出席状況

100% (19回/19回)

■所有する当社株式数

—株

■社外取締役候補者とする理由

公認会計士・税理士としての専門的な知識・経験等を当社財務戦略活動全般に活かしていただきたいため、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

なお、当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年となります。

候補者番号

8

み た ら い と お る
御手洗 徹

(1951年2月1日生)

独立役員候補者

社外取締役候補者

再任

■略歴、地位、担当

1975年 4月 株式会社三和銀行(現：株式会社三菱UFJ銀行)入行

2006年 7月 オリックス株式会社入社

2007年 1月 ORIX Asia Limited 代表取締役社長

2016年 3月 当社 社外取締役(現任)

■重要な兼職の状況

—

■取締役会出席状況

100% (19回/19回)

■所有する当社株式数

一株

■社外取締役候補者とする理由

長年にわたる銀行業務及び海外での勤務経験等により幅広い観点からご意見をいただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

なお、当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。

第3号議案に関する注記

- 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 出縄良人氏及び御手洗徹氏は社外取締役候補者であります。
- 当社は、出縄良人氏及び御手洗徹氏を独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出る予定であります。
- 出縄良人氏及び御手洗徹氏が社外取締役に選任された場合、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

第4号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名			現在の地位・担当	取締役会 出席回数
1	新任	社外 独立	松浦 侃 (まつうら すなお)	社外監査役	100% (19回/19回)
2	新任	社外	竹内 哲夫 (たけうち てつお)	—	—% (—回/—回)
3	新任	社外 独立	高橋 祥子 (たかはし さちこ)	—	—% (—回/—回)

■略歴、地位、担当

1970年 4月 愛媛県庁入庁

2004年 4月 農林水産部 管理局長

2006年 4月 農林水産部えひめブランド推進統括監

2008年 4月 松山市産業経済部 農林水産部 農林水産指導監

2013年 3月 松山市役所退職

2014年 3月 当社社外監査役(現任)

■重要な兼職の状況

—

■取締役会出席状況

100% (19回/19回)

■所有する当社株式数

—株

■監査役会出席状況

100% (12回/12回)

■監査等委員である社外取締役候補者とした理由

長年にわたり地方行政へ関わるとともに様々な業務経験を有しております。また、2014年3月より当社社外監査役として、その経験、見識に基づいた監査を行っております。これらの経験と実績を引き続き当社の監査等に活かしていただくことを期待して監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

なお、過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。

■略歴、地位、担当

1980年 4月 株式会社伊予銀行 入行

2005年 7月 株式会社伊予銀行 福岡支店長

2009年 8月 株式会社伊予銀行 システム部長

2011年 6月 株式会社伊予銀行 取締役 システム部長委嘱

2015年 6月 株式会社伊予銀行 常務執行役員 システム部長委嘱

2016年 6月 株式会社伊予銀行 常務取締役 CIO委嘱(現任)

■重要な兼職の状況

株式会社伊予銀行 常務取締役 CIO委嘱

■取締役会出席状況

－％ (－回/－回)

■所有する当社株式数

－株

■監査役会出席状況

－％ (－回/－回)

■監査等委員である社外取締役候補者とした理由

長年にわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する高い知見を有しており、これらを当社の監査等に活かしていただくことを期待して監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

た か は し
高橋

さ ち こ
祥子

(1979年1月1日生)

独立役員候補者

社外取締役候補者

新任

■略歴、地位、担当

2005年 4月 最高裁判所司法研修所入所

2006年10月 東京弁護士会弁護士登録、スプリング法律事務所入所

2013年 1月 スプリング法律事務所 パートナー弁護士(現任)

2015年10月 株式会社棋創社監査役(現任)

2017年 6月 日本女性法律家協会幹事(現任)

■重要な兼職の状況

—

■取締役会出席状況

—% (一回/一回)

■所有する当社株式数

—株

■監査役会出席状況

—% (一回/一回)

■監査等委員である社外取締役候補者とした理由

弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、これらを当社の監査等に活かしていただくことを期待して監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

なお、過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

第4号議案に関する注記

- 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 松浦侃氏、竹内哲也氏及び高橋祥子氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
- 当社は、松浦侃氏及び高橋祥子氏を独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出る予定であります。
- 松浦侃氏、竹内哲也氏及び高橋祥子氏が社外取締役に選任された場合、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

第5号議案

退任取締役に対し特別功労金贈呈の件

当社取締役大亀清一氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されます。

大亀清一氏は、当社設立時の2005年より代表取締役として既存事業の拡大はもとより新規事業への参入、M&Aによるグループの業容拡大等に多大なるご尽力をいただきました。

また、2013年の東京証券取引所市場第2部への上場及び翌年の東京証券取引所市場第1部への指定替えの際にも貢献いただき、株式上場を果たすことができました。

つきましては、在任中の功労に報いるため、30百万円の特別功労金を贈呈いたしたいと存じます。なお、贈呈の時期、方法等につきましては取締役会に一任いただきたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	年月	略歴
おおがめ 大 亀	きよいち 清 一	2005 年 7 月 当社設立 代表取締役専務 2015 年 3 月 当社 代表取締役副社長(現任)

第6号議案

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2014年3月28日開催の第9回定時株主総会において年額370百万円以内とご承認いただき今日に至っております。

つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額350百万円以内(うち、社外取締役年額15百万円以内)と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は8名(うち、社外取締役2名)となります。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として生じるものいたします。

第7号議案

監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬等の額を、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、年額20百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として生じるものいたします。

第8号議案

**取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する
株式報酬制度に係る報酬額決定の件**

当社は、2014年3月28日開催の当社第9回定時株主総会において、当社の取締役(社外取締役及び使用人兼務取締役を除く。)を対象に、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とした業績連動型の株式報酬制度を導入することについてご承認(以下「原決議」という。)をいただき、現在に至っておりますところ、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、原決議に基づく現在の取締役の業績連動型の株式報酬制度に係る報酬枠を廃止し、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)を対象とした業績連動型の株式報酬制度(以下「本制度」という。)に係る報酬枠を改めて設定いたしたく存じます。

当社は、本制度に基づく報酬を、本議案により改めて設定される報酬枠内で、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に支給させていただきたいと存じます。当該報酬の額等については「第8号議案に関する報酬の額及び参考情報」に記載のとおりです。

本議案は、第6号議案でご承認をお願いしている取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する報酬枠(年額350百万円以内)とは別枠として、本制度に係る取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)の報酬の額についてご承認をお願いするものです。なお、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終結時の本制度の対象となる取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)は6名となります。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

※2018年12月末日に終了する事業年度以前に業績連動型の株式報酬制度のために設定した信託については、対象者が取締役(社外取締役及び使用人兼務取締役を除く。)から取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に変わりますが実質的には同一であり、その他の点については2014年3月28日開催の当社第9回定時株主総会においてご承認いただきました報酬枠及び内容から変更はありません。なお、本議案をご承認いただいた場合、当社第15期事業年度(2019年1月1日から2019年12月31日まで)以降に新たに本制度のために設定する信託は本議案の内容に基づくものといたします。

第8号議案に関する報酬の額及び参考情報

■ 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金員(その上限は下記「当社が拠出する金員の上限」のとおり。)を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当社の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、業績達成度等に応じて当社株式が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、当社の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

■ 当社が拠出する金員の上限

当社は、2017年12月末日で終了する事業年度から2019年12月末日で終了する事業年度までの3事業年度(以下、当該3事業年度の期間及び当該3事業年度の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」という。)及びその後の各対象期間を対象として本制度を継続し、当初の対象期間に関して本制度に基づく取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)への交付を行うための株式の取得資金として、90百万円を上限とする金員を拠出し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする追加信託(以下「本信託」という。)を設定します。なお、当初の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は各対象期間ごとに、90百万円を上限として追加拠出を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式(取締役が付与されたポイント数(ポイントについては、下記「取締役に給付される当社株式数の算定方法」参照)に相当する当社株式で、取締役に対する株式の給付が未了であるものを除く。)及び金員(以下「残存株式等」という。)があるときは、残存株式等は以後の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、当社が当該対象期間において追加拠出することができる金額の上限は、90百万円から残存株式等の金額(株式については、当該直前の対象期間の末日における時価をもって、残存株式等の金額とします。)を控除した金額とします。

■ 取締役に給付される当社株式数の算定方法

取締役に、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき当該事業年度における役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントを付与します。なお、取締役に付与されるポイントは、下記「株式給付」の株式給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本議案の承認後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、付与済みのポイントまたは換算比率について合理的な調整を行います。)。

給付する株式の数の算定に当たり基準となる取締役のポイント数は、退任時まで当該取締役に付与されたポイントを累積した数(以下「確定ポイント数」という。)で確定します。

■ 株式給付

当社の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)が退任し、所定の受益者確定手続きを行うことにより、当該取締役は、確定ポイント数に相当する当社株式について、本信託から給付を受けるものとします。

■ 本信託内の株式に係る議決権

本信託内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

役員選任方針

当社の次期取締役候補者の選任に係る方針は、特に以下について考慮するとともに、人格等を総合的に判断し、指名を行っております。

■ 取締役(監査等委員である取締役を除く)

1. 当社の経営理念に基づき、当社のみならず当社を取り巻く社会の発展に貢献することを期待できる者
2. 管掌部門のみならずグループ全体の利益を考え、行動できる者
3. 法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有する者

■ 監査等委員である取締役

1. 当社の経営理念に基づき、法令及び定款違反の未然防止の観点も含め、中立かつ客観的な視線で取締役の職務執行を監査・意見表明することができる者
2. 監査に対する知識の向上に努めることのできる者

■ 社外役員

1. 東京証券取引所の定める独立性の要件に従い、経営・法務・財務及び会計等に豊富な知識と経験を有している者
2. 存在する課題の把握に努め、一般株主利益への配慮がなされるよう、経営陣に対して意見表明や指導を行うことのできる者

役員解任方針

当社の取締役の解任に係る方針は、職務執行における法令・定款違反行為、心身の故障、著しい能力不足、担当部門の業績に対する責任等を一定の基準として判断いたします。

以上

事業報告 (2018年1月1日から2018年12月31日まで)**I | 企業集団の現況に関する事項****1. 事業の経過及びその成果**

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府や日銀による経済・金融政策を背景に雇用・所得環境や企業収益の改善が見られ、緩やかな回復基調が続いております。一方、海外においては、通商問題等の影響による景気の不振リスク等、不透明な状況で推移いたしました。

このような状況のもと、2016年度から2018年度の中期経営計画「V-PLAN60」において、当連結会計年度を「HOP - STEP - JUMP」のJUMPの年として、また、創業60周年の区切りの年として、基本戦略の堅実な履行による中期経営計画数値の達成に向けて取り組んでまいりました。

主な事業戦略としては、将来の収益性の向上に重点を置き、環境機器関連事業セグメントにおいては、ストックビジネスとして、メンテナンス事業及び上水エスコ事業の営業強化、海外における事業展開の推進、住宅機器関連事業セグメントにおいては、基本に忠実な営業スタイルを徹底するとともに新規顧客の開拓に努め、また、再生可能エネルギー関連事業においては、循環型社会の実現と将来の需要拡大に向けた開発・販売強化を実施してまいりました。

当連結会計年度の売上高は362億24百万円(前年同期比7.9%増)でありましたが、原価上昇もしくは原価上昇に見合う受注額の改善課題等あり、売上総利益については金額面では68億87百万円(前年同期比5.0%増)でしたが、利益率面では19.0%(前年同期0.5%減)となりました。また、販売費及び一般管理費においては、主に人件費の上昇がありましたが、60周年記念事業・M&A関連経費等の一時的コスト増加等もあり59億64百万円(前年同期比10.1%増)となったことから、営業利益は9億23百万円(前年同期比19.3%減)、経常利益は11億円(前年同期比18.0%減)でありました。

特別利益において主に有価証券売却益4億79百万円(コーポレートガバナンス・コードに基づく政策保有株式の保有方針の見直し等)、特別損失において主に固定資産売却損52百万円(子会社移転に伴う土地の売却損等)及び固定資産除却損24百万円(上水関連設備や営業拠点設備等)を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は8億61百万円(前年同期比15.7%増)という結果となりました。なお、連結決算の公表を開始した第7期(2011年12月期)以降、7期連続で売上高は増収となり、親会社株主に帰属する当期純利益は過去最高益を計上することができました。

事業別の売上高は、次のとおりであります。

セグメントの名称	売上高(千円)	構成比(%)	前期比(%)
環境機器関連事業	18,513,064	51.1	112.6
住宅機器関連事業	15,812,131	43.7	101.5
再生可能エネルギー関連事業	287,382	0.8	165.4
その他	1,611,725	4.4	118.8
合計	36,224,303	100.0	107.9

2. 対処すべき課題

これから当社グループが迎える時代は、少子高齢化による国内経済の縮小、グローバル化の進展等、成長し続けるにはそれら諸問題に対応していく必要があり、中長期的には勝ち組・負け組の色が鮮明になると考えます。

そのような状況下にあることを踏まえ、中長期的な視点で各事業の目指す道にマイルストーンを立て、評価・改善を行うことが大切であると考えます。

事業環境は常に変化し続けており、日々柔軟な対応が必要としつつも目指す道を逸脱することなく、コーポレートスローガン「PROTECT×CHANGE」の体現とESG経営の推進が企業価値向上に繋がると考えております。

前中期経営計画の評価・反省のもと2019年から2021年までの新たな目標として中期経営計画「Make FOUNDATION Plan(ESG経営の推進)」を策定し、挑戦することといたしました。

なお、重点施策につきましては次のとおりです。

ESG経営
の 推 進

■ Environment(環境)

- ・環境機器関連事業、住宅機器関連事業、再生可能エネルギー関連事業の社業を通じた環境改善の推進

■ Social(社会)

- ・社内制度の見直しや、働きがいのある環境整備等の働き方改革
- ・官民一体での取り組み参加や、環境改善に対する啓蒙活動を通じた社会支援
- ・女性や外国人等、様々な文化や考えの受け入れ等による多様性の確保

■ Governance(ガバナンス)

- ・経営と執行の分離等の経営機構改革
- ・社外取締役や監査等委員の設置によるリスク管理・監督機能の強化
- ・会社説明会の開催や非財務情報の発信等の情報発信の強化

また、中期経営計画期間における重点施策の「ESG経営の推進」を骨子するとともに、次の「成長戦略」と「メインテーマ」を推進してまいります。

成長戦略	■ 海外展開 成長期待の高い海外展開のスピードアップ ■ スtockビジネス 利益率の高いメンテナンス事業、上水エスコ事業の取り組み強化 ■ 技術力・製品開発力 多種多様な水に対応できる技術力・開発力の強化 ■ 再生可能エネルギー 太陽光発電に係る売電事業、バイオディーゼル燃料関連事業、風力発電機関連事業等、再生可能エネルギー関連事業の推進 ■ M&Aの推進 既存事業とのシナジーや新たな技術の取り込みを目的とし、国内外におけるM&Aの推進 ■ 安定から成長への転化 グループのベースとなる住宅機器関連事業の成長事業への転化
メインテーマ	■ 生産性の向上(IT推進) ITを活用し、新たな発想をもとに事業の効率化(生産性向上)、高度化及び新たな価値・市場の開拓 ■ 企業基盤整備 新人事制度を中心とし、やりがい・高度な専門性・国際色豊かな人材の確保等を目的とした企業基盤の強化

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

3. 目標とする経営指標

当社グループでは、2019年度から2021年度における経営目標、数値目標を盛り込んだ中期経営計画「Make FOUNDATION Plan(ESG経営の推進)」を策定いたしました。設定した数値目標は次のとおりであります。

	2021年度	成長見込(2018年度比)	
連結売上高 (内、海外売上高)	400億円 (30億円)	+37億75百万円 (+18億46百万円)	110% (260%)
連結営業利益	17億円	+ 7 億76百万円	184%
連結経常利益	18億円	+ 6 億99百万円	164%
親会社株主に帰属する当期純利益	11億円	+ 2 億38百万円	128%
自己資本利益率(ROE)	13.2%以上	+0.5%以上	—
投下資本利益率(ROIC)	5.5%以上	+1.3%以上	—

(注) 1. 自己資本利益率(ROE) = 当期純利益 ÷ 自己資本の期首期末平均

2. 投下資本利益率(ROIC) = 修正営業利益 × (1-実効税率) ÷ (有利子負債 + 株主資本)

修正営業利益 = 営業利益 + 仕入割引

4. 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施した当社グループの設備投資等の総額は23億2百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

(1) 当連結会計年度中に完成した主要設備

会社名	項目	セグメントの名称
株式会社ダイキアクシス	地下水飲料化システム	環境機器関連事業
株式会社ダイキアクシス	太陽光発電設備	再生可能エネルギー関連事業

(2) 当連結会計年度中において継続中の主要設備の新設、拡充

会社名	項目	セグメントの名称
株式会社ダイキアクシス	地下水飲料化システム	環境機器関連事業
株式会社ダイキアクシス	太陽光発電設備	再生可能エネルギー関連事業
株式会社ダイキアクシス	基幹システム等の更新	全社

(3) 重要な固定資産の売却、撤去、減失

会社名	項目	セグメントの名称
株式会社ダイキアクシス	大阪支店の移転による売却	環境機器関連事業 住宅機器関連事業
株式会社DAD	機材センターの移転による売却	その他

5. 資金調達の状況

2017年3月31日付で締結した110億円のシンジケーション方式コミットメントライン契約及びグループ内での資金活用をベースに財務戦略を構築してまいりました。

結果、当連結会計年度末日現在における借入金残高は、短期107億23百万円(前期、67億43百万円)、長期2億86百万円(前期、8億2百万円)であります。

6. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

- ・2018年1月31日付でフジムラインベント株式会社(現：株式会社DAインベント)の株式を取得したことにより、連結の範囲に含めております。また、同社の持分法適用会社である北京潔神福吉環保科技有限公司を持分法適用の範囲に含めております。
- ・2018年7月12日付でDAIKI AXIS INDIA PRIVATE LIMITEDを新規設立したことにより、連結の範囲に含めております。
- ・2018年7月31日付で凌志大器浄化槽江蘇有限公司を新規設立したことにより、持分法適用の範囲に含めております。
- ・2018年11月1日付でDHアクア株式会社の株式を取得したことにより、連結の範囲に含めております。
- ・2018年11月19日付でCRYSTAL CLEAR CONTRACTOR PTE.LTD.の株式を取得したことにより、連結の範囲に含めております。

7. 財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	第11期 (2015年度)	第12期 (2016年度)	第13期 (2017年度)	第14期 (2018年度) (当連結会計年度)
売上高 (千円)	32,361,698	32,810,927	33,561,242	36,224,303
営業利益 (千円)	946,204	931,006	1,143,587	923,016
経常利益 (千円)	1,082,599	1,136,252	1,342,681	1,100,960
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	332,863	648,321	744,030	861,149
1株当たり当期純利益 (円)	27.55	53.62	61.66	71.84
総資産 (千円)	19,411,364	20,023,821	21,626,314	27,254,589
純資産 (千円)	5,740,721	6,189,597	6,824,475	6,717,897
1株当たり純資産 (円)	475.09	511.53	569.37	560.29
売上高営業利益率 (%)	2.9	2.8	3.4	2.6
総資産当期純利益率(ROA) (%)	1.7	3.3	3.6	3.5
自己資本当期純利益率(ROE) (%)	5.9	10.9	11.4	12.7

(注) 2017年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行いました。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(2) 当社の財産及び損益の状況の推移

区分		第11期 (2015年度)	第12期 (2016年度)	第13期 (2017年度)	第14期 (2018年度) (当事業年度)
売上高	(千円)	27,940,109	28,539,185	28,015,688	30,040,326
経常利益	(千円)	1,072,824	1,032,849	1,174,824	1,112,664
当期純利益	(千円)	348,974	666,887	740,889	1,037,345
1株当たり当期純利益	(円)	28.88	55.15	61.40	86.54
総資産	(千円)	17,573,202	18,073,247	17,936,155	23,005,117
純資産	(千円)	5,230,377	5,752,469	6,332,603	6,504,025

(注) 2017年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行いました。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

8. 主要な事業内容 (2018年12月31日現在)

セグメントの名称	事業内容
環境機器関連事業	各種水処理装置の設計・施工・維持管理、合成樹脂等による製品の販売及び設計・施工、環境総合調査、建物管理、上水道・下水道事業
住宅機器関連事業	各種建設材料・住宅設備機器の販売・施工
再生可能エネルギー関連事業	小形風力発電機の開発・製造・販売・施工、植物系廃食用油を原料とするバイオディーゼル燃料の精製・販売及び精製プラントの販売、太陽光発電に係る電力販売事業
その他	家庭用飲料水の製造・販売、土木工事業

9. 主要な営業所及び工場 (2018年12月31日現在)

(1) 当社

名称	所在地
本社	松山本社：愛媛県松山市美沢一丁目9番1号 東京本社：東京都中央区東日本橋二丁目15番4号
支店	大阪(大阪府豊中市)、東北(仙台市宮城野区)、広島(広島市安佐南区)、 高松(香川県高松市)、高知(高知県高知市)、福岡(福岡市博多区)
営業所	16ヶ所
出張所	16ヶ所
工場	松山(愛媛県東温市)、津島(愛媛県宇和島市)、信州(長野県佐久市)、 福島(福島県福島市)
製造施設	D・Oil松山事業所(愛媛県松山市)、家庭用飲料水製造プラント(愛媛県東温市)

(2) 子会社

名称	所在地
株式会社トーブ	名古屋市西区
株式会社ダイテク	愛媛県松山市
株式会社環境分析センター	愛媛県松山市
レックインダストリーズ株式会社	東京都中央区
株式会社シルフィード	東京都中央区
株式会社DAD	愛媛県松山市
株式会社DAインベント	名古屋市西区
DHアクア株式会社	愛媛県松山市
大器環保工程(大連)有限公司	中華人民共和国遼寧省大連市
PT.DAIKI AXIS INDONESIA	インドネシア共和国ジャカルタ
DAIKI AXIS SINGAPORE PTE.LTD.	シンガポール共和国
DAIKI AXIS INDIA PRIVATE LIMITED	インド
CRYSTAL CLEAR CONTRACTOR PTE.LTD.	シンガポール共和国

(3) 関連会社

名称	所在地
北京潔神福吉環保科技有限公司	中華人民共和国北京市
凌志大器浄化槽江蘇有限公司	中華人民共和国江蘇省宜興市

10. 従業員の状況 (2018年12月31日現在)

(1) 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数(名)
環境機器関連事業	512 (107)
住宅機器関連事業	119 (22)
再生可能エネルギー関連事業	9 (8)
その他	82 (6)
全社(共通)	25 (3)
合計	747 (146)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(グループ外から当社グループへの出向者及び常用パートを含んでおります。)であります。
2. パートタイマー及び契約社員は、()内に外数で記載しております。
3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門・開発部門に所属しているものであります。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数(名)	前事業年度末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
481(71)	+30(-3)	42.0	13.7

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者及び常用パートを含んでおります。)であります。
2. パートタイマー及び契約社員は、()内に外数で記載しております。

11. 重要な子会社等の状況 (2018年12月31日現在)

(1) 子会社の状況

会社名	所在地	資本金 または 出資金	出資 比率	主要な事業内容
株式会社トーブ	名古屋市西区	30,000 千円	100.0%	総合水処理施設の設計・施工等
株式会社ダイテク	愛媛県松山市	10,000 千円	100.0%	排水処理施設の保守点検、設備 のリフォーム、建物管理
株式会社環境分析センター	愛媛県松山市	60,000 千円	100.0%	環境総合調査、作業環境測定、 大店立地法申請業務
レックインダストリーズ株式会社	東京都中央区	78,251 千円	100.0%	環境プラント事業、エスコ事 業、灰水洗・パイプロダクトプ ラント事業等
株式会社シルフィード	東京都中央区	125,500 千円	100.0%	小形風力発電機の研究開発・製 造・販売
株式会社DAD	愛媛県松山市	40,000 千円	100.0%	土木事業、太陽光発電に係る 電力販売事業
株式会社DAインベント	名古屋市西区	14,000 千円	100.0%	機械設計・製造・販売、環境 関連製品製造・販売
DHアクア株式会社	愛媛県松山市	5,000 千円	100.0%	上水道・下水道事業
大器環保工程(大連)有限公司	中華人民共和国 遼寧省大連市	16,299 千人民元	100.0%	污水处理装置・水浄化装置等の 設計・施工・販売、水処理装置 の維持管理業務
PT.DAIKI AXIS INDONESIA	インドネシア共和国 ジャカルタ	70,000 百万ルピア	100.0% (99.99%)	排水処理装置の製造・販売
DAIKI AXIS SINGAPORE PTE.LTD.	シンガポール共和国	23,133 千シンガポールドル	100.0%	各種水処理装置の販売・設計・ 施工・管理、海外子会社の統括 業務
DAIKI AXIS INDIA PRIVATE LIMITED	インド	100,010 千インドルピー	100.0% (100.0%)	排水処理装置の製造・販売
CRYSTAL CLEAR CONTRACTOR PTE.LTD.	シンガポール共和国	80 千シンガポールドル	100.0% (100.0%)	コンドミニアム・ホテル・個人 住宅向けプールメンテナンス業 務の提供、プール設備の衛生排 水工事

- (注) 1. 出資比率の()内は、間接所有割合で内数であります。
2. 株式会社DAインベントは、2018年1月31日付で株式を取得したことにより、連結の範囲に含めております。なお、2018年3月1日付で、フジムラインベント株式会社から商号変更しております。
3. DHアクア株式会社は、2018年11月1日付で株式を取得したことにより、連結の範囲に含めております。
4. DAIKI AXIS INDIA PRIVATE LIMITEDは、2018年7月12日付で新規設立したことにより、連結の範囲に含めております。
5. CRYSTAL CLEAR CONTRACTOR PTE.LTD.は、2018年11月19日付で株式を取得したことにより、連結の範囲に含めております。
6. DAIKI AXIS SINGAPORE PTE.LTD.は、2018年6月18日付で増資を行っております。

(2) 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(3) 関連会社の状況

会社名	所在地	出資金	出資比率	主要な事業内容
北京潔神福吉環保科技有限公司	中華人民共和国 北京市	4,000 千人民元	20.0%	水熱処理装置の製造・販売・アフターサービス
凌志大器浄化槽江蘇有限公司	中華人民共和国 江蘇省宜興市	3,300 千人民元	49.0%	排水処理装置の製造・販売

- (注) 1. 北京潔神福吉環保科技有限公司は、2018年1月31日付で株式会社DAインベントの株式を取得したことにより、持分法適用会社である同社を持分法適用の範囲に含めております。
2. 凌志大器浄化槽江蘇有限公司は、2018年7月31日付で新規設立したことにより、持分法適用の範囲に含めております。

12. 主要な借入先 (2018年12月31日現在)

借入先	借入金残高(千円)
株式会社伊予銀行	3,510,409
株式会社愛媛銀行	2,743,272
株式会社みずほ銀行	1,159,090
株式会社三菱UFJ銀行	975,476

Ⅱ | 会社の株式に関する事項 (2018年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 12,408,800株
- (3) 株主数 7,550名
- (4) 大株主(上位10名)

株主名	当社への出資状況	
	持株数(株)	持株比率(%)
有限会社YOUプランニング	4,140,000	33.4
株式会社伊予銀行	600,000	4.8
株式会社愛媛銀行	480,000	3.9
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	418,600	3.4
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	371,000	3.0
大善 磨世子	239,800	1.9
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	222,530	1.8
ダイキアクシス従業員持株会	220,900	1.8
松浦 一夫	200,100	1.6
大善 彰総	167,600	1.4

- (注) 1. 持分比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)の所有株式418,600株は、株式給付信託(BBT)及び株式給付信託(J-ESOP)制度導入に伴う当社株式であります。なお、当該株式は連結計算書類及び計算書類においては自己株式として処理しておりますが、持株比率からは控除しておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

(株式給付信託型BBT及び株式給付信託型J-ESOP)

当社は、2014年2月21日開催の取締役会において、役職員の業績及び株価に対するインセンティブを高め、これまで以上に役職員一丸となって業績及び企業価値の向上に注力することを目的とした「株式給付信託型BBT」(以下、「BBT信託」という。)及び「株式給付信託型J-ESOP」(以下、「J-ESOP信託」という。)の導入を決議いたしました。

当社は、制定した役員株式給付規程及び株式給付規程に基づき、将来給付する株式を予め取得させるために、信託に金銭を拠出し、信託はこれを原資として当社株式を取得いたします。

BBT信託は、役員株式給付規程に基づき当社取締役業績達成度合いに応じてポイントを付与し、付与されたポイントに応じた当社株式を給付する仕組みであります。J-ESOP信託は、株式給付規程に基づき当社グループの従業員に業績貢献度等に応じてポイントを付与し、付与されたポイントに応じた当社株式を給付する仕組みであります。

信託に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 2013年12月25日)に基づき、総額法を適用しております。

なお、当連結会計年度末においてBBT信託及びJ-ESOP信託が保有する当社株式は、連結貸借対照表の純資産の部に自己株式として表示しており、帳簿価額は306,752千円、株式数は418,600株であります。

Ⅲ | 会社の新株予約権等に関する事項 (2018年12月31日現在)

該当事項はありません。

Ⅳ | 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況 (2018年12月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	大亀 裕	グローバル事業本部長	
代表取締役副社長	大亀 清一	特需事業本部長	
専務取締役	堀淵 昭洋	経営管理本部長	株式会社シルフィード 代表取締役社長
常務取締役	馬場 一弘	住宅機器事業本部長	
常務取締役	中山 繁樹	環境機器事業本部長	
取締役	高橋 廣信	東京施設事業部長	
取締役	小山 泰史	生産事業部長	
取締役	中村 和雄	上水事業部長	
取締役	高岡 慎也	技術事業部長	
取締役	吉田 信茂		株式会社ダイテック 代表取締役社長
取締役	出縄 良人		
取締役	御手洗 徹		
常勤監査役	宮崎 順		
監査役	松浦 侃		
監査役	飯尾 隆哉		

- (注) 1. 取締役のうち、出縄良人氏及び御手洗徹氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち、松浦侃氏及び飯尾隆哉氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役出縄良人氏、御手洗徹氏及び監査役松浦侃氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の総額
取締役	11名	384,626千円
(うち社外取締役)	(2名)	(7,200千円)
監査役	3名	10,500千円
(うち社外監査役)	(2名)	(3,600千円)
合計	14名	395,126千円

(注) 1. 報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役及び監査役の報酬決定方針と手続き

当社は、取締役全員及び監査役全員の報酬総額の限度額を株主総会の決議により決定しております。なお、各取締役の報酬額は、当社の一定の基準に基づき計算のうえ、取締役会で決定し、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

3. 報酬等の総額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額61,700千円(取締役60,800千円、監査役900千円)を含んでおります。

4. 当事業年度末現在の人員は、取締役12名(うち社外取締役2名)、監査役3名(うち社外監査役2名)であり、無報酬の取締役が1名在任しております。

4. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

該当事項はありません。

(2) 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(3) 当事業年度における出席・発言状況

氏名	地位	出席・発言状況
出縄 良人	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会には、19回中19回(100%)出席し、公認会計士・税理士としての専門的な知識・経験に基づき、必要な発言を行っております。
御手洗 徹	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会には、19回中19回(100%)出席し、長年にわたる銀行業務及び海外での勤務経験に基づき、必要な発言を行っております。
松浦 侃	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会には、19回中19回(100%)出席し、また、監査役会には12回中12回(100%)出席し、長年にわたる地方行政への関わりによる業務経験に基づき、必要な発言を行っております。
飯尾 隆哉	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会には、19回中18回(95%)出席し、また、監査役会には12回中11回(92%)出席し、出身分野である金融機関を通じて培った知識・経験に基づき、必要な発言を行っております。

V | 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	38,000千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	38,000千円

- (注) 1. 当社監査役会は、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額は合計額を記載しております。
3. 当社の海外子会社であるPT.DAIKI AXIS INDONESIA及びDAIKI AXIS SINGAPORE PTE.LTD.につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行状況等を勘案し、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

VI | 会社の体制及び方針

当社は、2015年5月22日開催の取締役会において、2015年5月1日施行の改正会社法及び改正会社法施行規則の改正内容に基づいて、内部統制基本方針の一部改定を決議いたしました。改定後の内容は、次のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 当社の取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制に係る規程とともに、役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範を定める。また、コンプライアンス全体を統括する組織として、「総合リスク対策委員会」を設置する。

コンプライアンスの推進については、総務部で統括することとし、同部を中心に役職員教育を行う。これらの活動は定期的に取り締役会及び監査役に報告されるものとする。

また、コンプライアンス等に関する情報について、通常の報告ルートとは異なる内部通報制度を整備するとともに、公益通報者保護法の趣旨に沿って制定された規程により、その運用を行うこととする。

監査役は、当社の法令遵守体制及び内部者通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報については保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとする。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 当社及び子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎としてリスク管理規程を定め、各事業部門がリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。

当社及び子会社は、リスク管理全体を統括する組織として「総合リスク対策委員会」を設置し、不測の事態が生じた場合には、代表取締役社長を委員長として「総合リスク対策委員会」を開催し、統括して危機管理にあたることとする。

(4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

取締役会の決定に基づく業務執行については、職務権限規程、職務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めることとする。

業務運営については、年度予算、中期経営計画の策定を行い、全社的な目標を設定する。各事業部門は、その目標達成のため、具体策を決定、実行する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、総合リスク対策委員会がグループ会社全体のコンプライアンスを統括・推進する体制とする。なお、経営管理については、経営基本方針を定め関係会社管理規程に従い、経営企画部が子会社の状況に応じて必要な管理を行い、子会社より定期的及び随時に報告を受ける。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、経営管理本部所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、その補助すべき期間中は、その使用人への指揮権は監査役に委譲され、人事異動等に関しても、監査役会の同意を得たうえで決定することとし、取締役からの指揮命令を受けない形で独立性を確保する。

(7) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人等から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役等は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部者通報の通報状況及びその内容を速やかに報告する。

前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人並びに子会社の取締役等に対して報告を求めることができることとする。監査役に報告を行ったことを理由として当該報告者が不利な取扱いを受けないよう、社内規程を制定し当該報告者を保護する。

また、報告を行ったことを理由として、当該報告者が不利な取扱いを受けていることが判明した場合には、社内規程により、不利な取扱いを除去するため速やかに適切な措置をとる。

(8) 監査役の職務執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行に必要なと認められる費用の支出にあたっては、当社が負担し、その費用については、速やかに支払うものとする。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役社長、代表取締役副社長との間の定期的な意見交換会を設定する。会計監査人とも緊密な連携を保ち実効性を確保する。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保のため、内部統制室を設置し、代表取締役社長を長として、財務報告の適正性を確保するため、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。

(11) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

- ① 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方
 - a 当社の行動規範、社内規程等に明文の根拠を設け、社長以下役職員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む。
 - b 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶する。
- ② 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況
 - a 反社会的勢力の排除を推進するために総務部を所管部署とし、また、各支店に不当要求対応の責任者を設置する。
 - b 「反社会的勢力排除規程」等の関係規程を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組む。
 - c 「反社会的勢力対応マニュアル」において「反社会的勢力に対する姿勢」について明文化し、全役職員の行動指針とする。
 - d 取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。
 - e 反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関から得た反社会的勢力情報の収集に取り組む。
 - f 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密な連携関係を構築する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における当社の業務の適正を確保するための体制の主な運用状況は以下のとおりであります。

- ・取締役会を19回開催し、経営に関する重要事項を決定し、月次の経営業績を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。
- ・監査役会を12回開催し、監査方針及び監査計画を協議決定し、計画に基づいた監査を実施しております。また、重要な社内会議への出席や代表取締役、会計監査人及び内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行、法令・定款等の遵守、内部統制の整備等を確認しております。
- ・内部監査、財務報告に係る内部統制の評価については、内部監査計画に基づき実施しております。

Ⅶ | 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

■ 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入にて表示しております。

連結計算書類

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (2018年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	18,983,795	流動負債	18,863,963
現金及び預金	6,013,630	支払手形及び買掛金	2,118,412
受取手形及び売掛金	6,303,017	工事未払金	2,206,518
完成工事未収入金	2,927,820	短期借入金	10,336,152
商品及び製品	302,065	1年内返済予定の長期借入金	387,252
仕掛品	17,477	リース債務	20,223
未成工事支出金	2,394,603	未払法人税等	480,155
原材料及び貯蔵品	284,235	未成工事受入金	1,500,887
繰延税金資産	220,141	賞与引当金	196,832
未収入金	343,661	役員賞与引当金	69,370
その他	246,634	完成工事補償引当金	45,880
貸倒引当金	△69,492	製品保証引当金	16,835
固定資産	8,270,793	工事損失引当金	25,626
有形固定資産	6,337,813	その他	1,459,815
建物及び構築物	1,233,552	固定負債	1,672,728
機械装置及び運搬具	3,321,220	長期借入金	286,953
土地	1,449,883	リース債務	62,901
リース資産	12,060	繰延税金負債	285,407
建設仮勘定	266,406	役員退職慰労引当金	8,000
その他	54,689	株式給付引当金	80,963
無形固定資産	547,113	資産除去債務	226,285
のれん	507,406	その他	722,217
リース資産	19,746	負債合計	20,536,692
その他	19,960		
投資その他の資産	1,385,866	純資産の部	
投資有価証券	360,329	株主資本	6,844,152
長期貸付金	63,922	資本金	1,983,290
繰延税金資産	226,919	資本剰余金	1,766,394
その他	941,229	利益剰余金	3,401,220
貸倒引当金	△206,533	自己株式	△306,752
		その他の包括利益累計額	△126,254
		その他有価証券評価差額金	△13,302
		為替換算調整勘定	△112,952
		純資産合計	6,717,897
資産合計	27,254,589	負債及び純資産合計	27,254,589

連結損益計算書 (2018年1月1日から2018年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		36,224,303
売上原価		29,337,170
売上総利益		6,887,133
販売費及び一般管理費		5,964,116
営業利益		923,016
営業外収益		
受取利息	3,784	
受取配当金	9,829	
仕入割引	172,685	
その他	88,738	275,038
営業外費用		
支払利息	38,219	
持分法による投資損失	1,624	
貸倒引当金繰入額	△833	
支払手数料	27,815	
為替差損	14,771	
その他	15,495	97,093
経常利益		1,100,960
特別利益		
固定資産売却益	1,291	
負ののれん発生益	8,020	
投資有価証券売却益	479,808	489,121
特別損失		
固定資産売却損	52,506	
固定資産除却損	24,489	
投資有価証券売却損	6,935	
その他	1,475	85,406
税金等調整前当期純利益		1,504,675
法人税、住民税及び事業税	703,909	
法人税等調整額	△60,383	643,526
当期純利益		861,149
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		861,149

連結株主資本等変動計算書 (2018年1月1日から2018年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2018年1月1日残高	1,983,290	1,766,394	2,813,061	△308,933	6,253,811
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△272,989	—	△272,989
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	861,149	—	861,149
自己株式の取得	—	—	—	△96	△96
自己株式の処分	—	—	—	2,278	2,278
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	588,159	2,181	590,340
2018年12月31日残高	1,983,290	1,766,394	3,401,220	△306,752	6,844,152

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計	
2018年1月1日残高	623,974	△53,310	570,664	6,824,475
当期変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△272,989
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	861,149
自己株式の取得	—	—	—	△96
自己株式の処分	—	—	—	2,278
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△637,277	△59,641	△696,919	△696,919
当期変動額合計	△637,277	△59,641	△696,919	△106,578
2018年12月31日残高	△13,302	△112,952	△126,254	6,717,897

計算書類

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2018年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	13,129,812	流動負債	15,298,301
現金及び預金	2,600,119	買掛金	2,153,931
受取手形	2,529,674	工事未払金	1,204,434
売掛金	2,881,405	短期借入金	9,000,000
完成工事未収入金	2,714,188	1年内返済予定の長期借入金	317,628
商品及び製品	258,772	リース債務	6,777
仕掛品	2,203	未払金	682,897
未成工事支出金	1,372,602	未払費用	31,241
原材料及び貯蔵品	223,219	未払法人税等	363,848
前渡金	11,535	未払消費税等	43,285
前払費用	38,756	前受金	221,595
繰延税金資産	153,662	未成工事受入金	845,628
未収入金	346,197	預り金	124,044
その他	57,228	賞与引当金	149,032
貸倒引当金	△59,753	役員賞与引当金	61,700
固定資産	9,875,305	完成工事補償引当金	38,637
有形固定資産	4,867,338	製品保証引当金	7,255
建物	691,625	工事損失引当金	1,454
構築物	53,578	その他	44,909
機械及び装置	2,766,248	固定負債	1,202,790
車両運搬具	0	長期借入金	79,261
工具、器具及び備品	23,840	リース債務	15,360
土地	1,067,580	繰延税金負債	4,175
リース資産	12,060	関係会社事業損失引当金	741,533
建設仮勘定	252,404	株式給付引当金	80,963
無形固定資産	32,526	資産除去債務	215,947
ソフトウェア	14,037	その他	65,548
リース資産	17,077		
その他	1,411		
投資その他の資産	4,975,439		
投資有価証券	236,442	負債合計	16,501,092
関係会社株式	3,756,647	純資産の部	
関係会社出資金	119,848	株主資本	6,501,597
長期貸付金	63,922	資本金	1,983,290
関係会社長期貸付金	210,000	資本剰余金	1,766,394
破産更生債権等	56,734	資本準備金	1,766,394
長期前払費用	94,970	利益剰余金	3,058,665
差入保証金	473,880	その他利益剰余金	3,058,665
長期未収入金	86,725	固定資産圧縮積立金	150,466
その他	75,351	繰越利益剰余金	2,908,199
貸倒引当金	△199,083	自己株式	△306,752
		評価・換算差額等	2,427
		その他有価証券評価差額金	2,427
		純資産合計	6,504,025
資産合計	23,005,117	負債及び純資産合計	23,005,117

損益計算書 (2018年1月1日から2018年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		30,040,326
売上原価		24,727,626
売上総利益		5,312,700
販売費及び一般管理費		4,752,823
営業利益		559,876
営業外収益		
受取利息	5,355	
受取配当金	296,573	
仕入割引	166,380	
受取手数料	128,411	
受取賃貸料	21,601	
その他	50,590	668,913
営業外費用		
支払利息	24,281	
支払手数料	27,599	
関係会社事業損失引当金繰入額	51,026	
貸倒引当金繰入額	△784	
賃貸収入原価	12,159	
その他	1,842	116,124
経常利益		1,112,664
特別利益		
固定資産売却益	691	
投資有価証券売却益	463,227	463,919
特別損失		
固定資産除却損	23,582	23,582
税引前当期純利益		1,553,002
法人税、住民税及び事業税	523,890	
法人税等調整額	△8,233	515,657
当期純利益		1,037,345

株主資本等変動計算書 (2018年1月1日から2018年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金		利益剰余金 合計
				固定資産 圧縮積立金	繰越 利益剰余金	
2018年1月1日残高	1,983,290	1,766,394	1,766,394	155,715	2,138,594	2,294,310
当期変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	△272,989	△272,989
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	△5,249	5,249	—
当期純利益	—	—	—	—	1,037,345	1,037,345
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	△5,249	769,605	764,355
2018年12月31日残高	1,983,290	1,766,394	1,766,394	150,466	2,908,199	3,058,665

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2018年1月1日残高	△308,933	5,735,061	597,542	597,542	6,332,603
当期変動額					
剰余金の配当	—	△272,989	—	—	△272,989
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—
当期純利益	—	1,037,345	—	—	1,037,345
自己株式の取得	△96	△96	—	—	△96
自己株式の処分	2,278	2,278	—	—	2,278
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	—	—	△595,114	△595,114	△595,114
当期変動額合計	2,181	766,536	△595,114	△595,114	171,422
2018年12月31日残高	△306,752	6,501,597	2,427	2,427	6,504,025

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年2月21日

株式会社ダイキアクシス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	目 細	実 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千 原 徹 也	印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ダイキアクシスの2018年1月1日から2018年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ダイキアクシス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年2月21日

株式会社ダイキアクシス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	目 細	実 ⑤
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千 原 徹 也	⑤

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ダイキアクシスの2018年1月1日から2018年12月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

当監査役会は、2018年1月1日から2018年12月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年2月22日

株式会社ダイキアクシス	監査役会
常勤監査役	宮 崎 順 ㊟
社外監査役	松 浦 侃 ㊟
社外監査役	飯 尾 隆 哉 ㊟

以 上

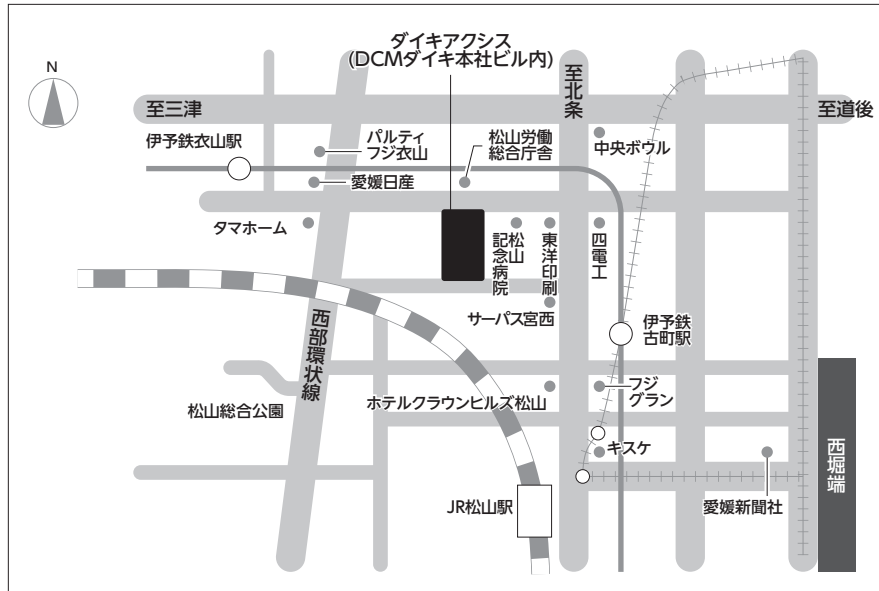
株主総会会場ご案内図

会 場 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号
株式会社ダイキアクシス 松山本社8階レクリエーションルーム
TEL(089)927-2222

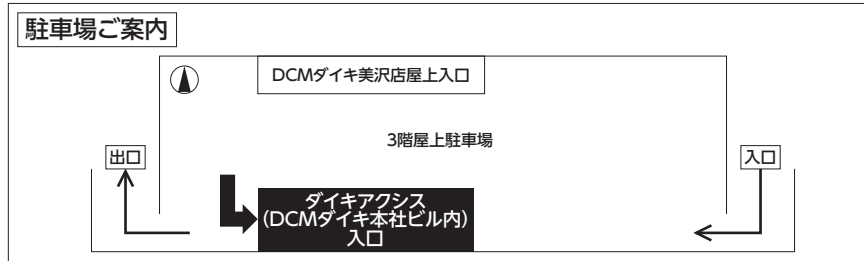
(注) 当日駐車場をご利用される方は、DCMダイキ美沢店の3階屋上駐車場をご利用ください。

交通案内

- ・ JR松山駅から徒歩で約15分
- ・ 伊予鉄高浜線衣山駅から徒歩で約8分
- ・ 松山空港から車で約10分
- ・ 松山観光港から車で約20分



※DCMダイキ美沢店の3階屋上駐車場南側にDCMダイキ本社ビル入口があります。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



地球環境に配慮した
植物油インキを使用しています。